別記第2号様式（第12条関係）

産山村指令第　　　号

氏名　　　　　　　様

人材育成研究費等助成金交付指令書

　　　　年度産山村人材育成事業助成金については、産山村人材育成事業実施要項第12条の規定により、次の条件を付して　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円　を交付します。

年　　月　　日

産山村長

記

1　この補助金は、産山村人材育成事業実施要項に従い執行しなければならない。

2　本事業でいう「事業に要する経費」とは、技術者研修にあっては旅費・宿泊費・研修費や研修先への謝礼等を云い、また団体補助にあっては組織の活動・運営費をいう。

なお、事業を実施するうえでは、必ず領収書を徴収し保管しておくこと。紛失した場合は、必要経費積算の対象から外されることがあります。

3　第13条の第1号ならびに第2号に該当する事項が生じた場合は、遅滞なく別記第3号様式で報告すること。

4　助成金の交付を受けた者は、速やかに事業を実施し、完了後は第14条に規定する別記第4号様式により必要書類を添付のうえ報告すること。

5　研修期間中において、補助を受けた者（団体の活動も含む。）の事故等の責は一切負わない。